

仕 様 書

1 委託業務名 令和 8 年度佐賀県教育関係職員健康診断（胸部・胃部エックス線撮影等）業務委託

2 委託業務の内容

(1) 胸部エックス線撮影等

検査等の項目

- ① 胸部エックス線撮影（デジタル）
- ② 胸部エックス線撮影（デジタル、ポータブル撮影）
- ③ 精密検査（デジタル撮影、喀痰検査（塗抹・培養））

対象者

- ① ②・・・県立学校及び教育委員会事務局等職員（人間ドック受診予定者を除く）
- ③・・・①又は②の結果、必要な場合に実施

受診見込人数

- ①・・・1,851 名
- ②・・・ 1 名
- ③・・・ 3 名

実施方法

- ① ②・・・各所属を巡回して実施する。（県立学校 50 校、県庁、現地機関 4 ヲ所）
- ※ 受診予定者の人数によっては教職員課健康管理担当（以下「教職員課」という）及び各所属と協議のうえ、複数の所属の健診を合同で実施することも認める。
- ※ 令和 7 年度実績・・・延べ 53 ヲ所
- ③・・・①又は②の結果、必要な者に対して実施する。（巡回は要しない）
- 精密検査となった者及び巡回健診を受診できなかった者については、県内に受診できる医療機関を設定すること。

健診結果の報告

- ①②③ともに専門医による判定を行い、健診実施後、30 日以内に以下により教職員課へ報告する。
- なお、結核性疾患が疑われる場合は、速やかに教職員課へ連絡のうえ、デジタルデータを提出すること。
- ・『健診結果（個人用）』（精密検査が必要な者には『精密検査受診通知』を同封する。）
 - ・『健診結果（事業主用）』（紙文書 2 部）
 - ・『健診結果（事業主用）』（電子データ：原則 CSV 形式、特定健診の電子的なデータ標準様式も可）

(2) 胃部エックス線撮影

検査項目 胃部エックス線撮影（デジタル）（8 方向）

対象者 県立学校及び教育委員会事務局等職員で年度当初 40 歳以上の者（人間ドック受診予定者を除く）

受診見込人数 539 名

実施方法

- 各所属を巡回して実施（県立学校 50 校、県庁、現地機関 4 ヲ所）
- ※ 受診者の人数によっては複数の所属の健診を合同で実施することも認める。その場合、教職員課及び各所属と協議すること。
- ※ 令和 7 年度巡回実績 … 17 ヲ所

健診結果の報告

- 専門医による判定を行い、健診実施後、30 日以内に以下により教職員課へ報告する。
- ・『健診結果（個人用）』（精密検査が必要な者には『精密検査受診通知』を同封する。）
 - ・『健診結果（事業主用）』（紙文書 2 部）
 - ・『健診結果（事業主用）』（電子データ：原則 CSV 形式、特定健診の電子的なデータ標準様式も可）

(3) 健診実施時期

巡回健診は 9 月末までに完了すること。

なお、県立学校にあっては、実施時間帯（定時制）や学校行事等も考慮すること。

また、未受診者の個別健診は胃部エックス線撮影並びに胸部エックス線撮影ともに 2 月末までとする。

(4) 健診会場の使用

- ① 受託者は、健診会場の敷地及び施設内会議室等（椅子、机等も含む）を無料で使用することができる。
- ② ①の施設等を使用する場合は、各健診会場の担当者（以下「衛生管理者等」という）を通じて予約すること。

(5) 健診の準備

受託者で次の業務を実施すること。

- ① 日程表の作成（各所属の衛生管理者等及び教職員課と調整すること）
- ② 受診票の作成

(6) 健診当日

- ① 受託者は、健診会場の準備、受付、誘導等全ての業務を実施すること。
- ② 衛生管理者等は、受託者の求めに応じ、対象職員への健診の周知（受診勧奨、健診開始・終了時間の案内等）等を行う。

3 その他

(1) 精度管理の基準

- ① 内部精度管理及び外部精度管理調査（日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会などの少なくとも一つ以上の精度管理事業）が定期的実施され、検査値の精度が保証されていること。
- ② 検査の一部を外部に委託する場合は、委託を受けた事業者において、1)の措置が講じられるよう適切な管理を実施すること。

(2) 健診結果等の情報の取扱の基準

個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

(3) 感染症に伴う延期等の取扱いについて

健診開始前に、感染症に伴う延期や健診を実施できない場合の基準等を委託者へ情報提供すること。提供後、委託者は各健診対象所属等への周知を行うこと。

また、上記基準等の理由により延期や実施ができない場合は、当初予定していた所属の衛生管理担当者、及び教職員課健康管理担当への連絡を行うこと。